

労働者災害補償保険の追加給付に関する Q&A

【目次】

<個人向け Q&A 項目一覧>

(平成 31 年 1 月 18 日版)

Q1	・ 毎月勤労統計において全数調査をすとしていたところを一部 抽出調査で行っていたということですが、なぜ労災保険の各種給付 について追加給付を行う必要が生じているのですか。
Q2	・ 労災保険のうち、どの給付が対象となりますか。また、いつ支給 されたものが対象となりますか。その他に要件はありますか。
Q3	・ 手続のために労働基準監督署に行く必要はありますか。
Q4	・ 給付を受けるために必要な手続や書類等がありますか。
Q5	・ 自分が対象になるかどうかを調べる方法はありますか。 ・ いつ追加給付されますか。追加給付の時期については、いつ分かりますか。 ・ 自分はいくら追加給付を受給できるでしょうか。
Q6	・ 連絡先を教えるので、追加給付の対象とならない場合であっても、対象となるか分かり次第連絡をいただけますか。追加給付の対 象となる場合には、金額も教えてください。
Q7 (1)	・ 以前、休業(補償)給付を受給していたのですが、当時の氏名、 住所又は口座番号と現在の氏名、住所又は口座番号が異なります。 労働基準監督署に申告する必要はありますか。

1

Q7 (2)	・ 以前、自分が遺族(補償)年金を受給していたのですが、当時の 氏名、住所又は口座番号と現在の氏名、住所又は口座番号が異なり ます。(又は、家族が遺族(補償)年金を受給していたのですが、亡くなっており、被災者が死亡したときには自分も被災者と生計を 同一にしていました。)労働基準監督署に申告する必要はあり ます か。
Q8	・ 労働基準監督署に登録されている住所や口座番号と現在の住所 や口座番号が一致しているか心配です。確認する方法はあります か。
Q9	・ 支給額が本来受け取るべき額より多かったとして返還を求めら れることはありますか。
Q10 (1)	・ 追給額の目安を教えてください。
Q10 (2)	・ 追加給付の加算額とは何ですか。なぜ支給するのですか。いくら 位もらえるのですか。
Q10	・ 労災保険の給付を受けた時から相当年数が経っていますが、今回 の追加給付の

(3)	権利が時効により消滅していることはありますか。
Q10 (4)	・ 今回の追加給付はいつまでに手続を行えば良いでしょうか。
Q11	・ なぜ支払いまでにそれほどの時間を要するのでしょうか。

2

<個人向け Q&A>

Q1	<p>・ 毎月勤労統計において全数調査をするとしていたところを一部 抽出調査で行っていたということですが、なぜ労災保険の各種給付 について追加給付を行う必要が生じているのですか。</p>
A1	<p>このたびは御迷惑をおかけして大変申し訳ありません。</p> <p>毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部 抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年以降の同調査における 賃金額が全体として低めに出ていました。</p> <p>労災保険制度では、 ・ 傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金及び休業(補償)給付の給付額について、補償効果が目減りすることを</p> <p>防ぐために乗じる一定のスライド率を算定する際と、 ・ 給付基礎日額の最低保障額を算定する際に、 毎月勤労統計調査を利用しています。</p> <p>同調査において全数調査をするとしていたところを一部抽出調査 で行っていたことにより、スライド率や最低保障額が低くなっていた 場合があり、追加給付が必要となる受給者の方がいらっしゃるかと考えております。</p>

3

Q2	<p>・ 労災保険のうち、どの給付が対象となりますか。また、いつ支給 されたものが対象となりますか。その他に要件はありますか。</p>
A2	<p>以下に当てはまる場合、追加給付の対象となる可能性があります。支給額の再計算により、金額に変更のない場合もありますので、ご了承ください。</p> <p>1 対象となり得る給付 ・ 傷病(補償)年金 ・ 障害(補償)年金 ・ 遺族(補償)年金 ・ 休業(補償)給付 ・ 傷病特別年金 ・ 障害特別年金 ・ 遺族特別年金 ・ 遺族特別一時金 ・ 休業特別支給金 等</p> <p>2 対象となり得る支給時期 平成 16 年 7 月以降に受給された方</p> <p>労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の 再集計値等の変</p>

	<p>化を踏まえて、支給額の再計算を行い、対象者の方や 追加給付額を確定させることが必要であり、一定の時間を要します。この点について、ご理解をいただきますよう、宜しくお願いいたします。</p> <p>スライド率等の再計算を早急に行い、できる限り早く個々の受給者の方に追加給付が必要かどうかを確認する予定です。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。</p> <p>詳細な事務手続等については、今後、厚生労働省ホームページ等でご案内していく予定です。</p>
--	---

4

Q3	<p>・ 手続のために労働基準監督署に行く必要はありますか。</p>
A3	<p>できるだけ労働基準監督署へお越しいただくことのないように手続を検討しています。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙を郵送し、1 追加給付が必要 となっている旨、2 追加給付額等をご連絡させていただきます。</p>
Q4	<p>・ 給付を受けるために必要な手続や書類等がありますか。</p>
A4	<p>今後の手続に役立つ可能性がありますので、お手許に ・支給決定通知・支払振込通知 ・年金証書 ・変更決定通知書</p> <p>をお持ちの場合は、捨てずに保管しておいていただくようお願いいたします。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。</p> <p>詳細な事務手続等については、今後、厚生労働省ホームページ等でご案内していく予定です。</p>

5

Q5	<p>・ 自分が対象になるかどうかを調べる方法がありますか。</p> <p>・ いつ追加給付されますか。追加給付の時期については、いつ分かりますか。 ・ 自分はいくら追加給付を受給できるでしょうか。</p>
A5	<p>労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、対象者の方や 追加給付額を確定させることが必要であり、一定の時間を要します。この点について、ご理解をいただきますよ</p>

	<p>う、宜しくお願いいたします。</p> <p>スライド率等の再計算を早急に行い、できる限り早く個々の受給者の方に追加給付が必要かどうかを確認する予定です。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。</p> <p>詳細な事務手続等については、今後、厚生労働省ホームページ等でご案内していく予定です。</p>
Q6	<p>・ 連絡先を教えるので、追加給付の対象とならない場合であっても、対象となるか分かり次第連絡をいただけますか。追加給付の対象となる場合には、金額も教えてください。</p>
A6	<p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。追加給付の対象とならない方に対しては御連絡はいたしません。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙を郵送し、1 追加給付が必要となっている旨、2 追加給付額をご連絡させていただきます。</p> <p>詳細な事務手続等については、今後、厚生労働省ホームページ等でご案内していく予定です。</p>

6

Q7 (1)	<p>・ 以前、休業(補償)給付を受給していたのですが、当時の氏名、住所又は口座番号と現在の氏名、住所又は口座番号が異なります。労働基準監督署で手続きする必要はありますか。</p>
A7 (1)	<p>労働基準監督署での手続きは必要ありません。</p> <p>休業(補償)給付を受給していた方については、被災者の氏名、生年月日、傷病年月日、分かる場合には被災した当時に勤務されていた事業場の労働保険番号を労災保険追加給付専用ダイヤルに御連絡いただければ、必要に応じ、労働基準監督署に保存されている氏名・住所等のデータを修正します。追加給付が必要な方に対しては、追加給付に関するお手紙の郵送等に活用させていただきます。</p> <p>また、口座番号については、今後追加給付が必要な方に郵送するお手紙に記載されている口座番号と現在の口座番号が異なる場合は、現在の口座番号の新たな届出を通帳等の写しとともに返信いただくことも可能です。</p> <p>詳細な事務手続等については今後厚生労働省ホームページ等で御案内していく予定です。</p>

Q7 (2)	<p>・ 以前、自分が遺族(補償)年金を受給していたのですが、当時の 氏名、住所又は口座番号と現在の氏名、住所又は口座番号が異なり ます。(又は、家族が遺族(補償)年金を受給していたのですが、亡くなっており、被災者が死亡したときには自分も被災者と生計を 同一にしていました。)労働基準監督署で手続きするする必要はありますか。</p>
Q7 (2)	<p>労働基準監督署での手続きは必要ありません。</p> <p>労災年金を受給していた方については、受給していた方の労災年金 の証書番号を労災保険追加給付専用ダイヤルに御連絡いただければ、必要に応じ、労働基準監督署に保存されている氏名・住所等のデータ を修正します。追加給付が必要な方に対しては、追加給付に関するお 手紙の郵送等に活用させていただきます。</p> <p>また、口座番号については、今後追加給付が必要な方に郵送するお 手紙に記載されている口座番号と現在の口座番号が異なる場合は、現 在の口座番号の新たな届出を通帳等の写しとともに返信いただくこ とも可能です。</p> <p>なお、労災保険の請求の際にマイナンバーの登録がある方で追加給 付が必要な方については、住民基本台帳ネットワークシステムから最 新の御本人様の情報を確認する等により、追加給付が必要な方に連絡 を取るための最大限の措置を講じることを考えています。</p> <p>マイナンバーの届出がない等の場合で住所が古い場合には、御本人 様への直接的な御案内の術がないため、様々な媒体を通じ、広く国民 の皆様への周知を図るとともに、お申し出をお願いしたいと考えてお ります。</p> <p>詳細な事務手続等については今後厚生労働省ホームページ等で御 案内していく予定 です。</p>

Q8	<p>・ 労働基準監督署に登録されている住所や口座番号と現在の住所 や口座番号が一致しているか心配です。確認する方法はありますか。</p>
A8	<p>休業(補償)給付を受給していた方については、被災者の氏名、生 年月日、傷病年月日、分かる場合には被災した当時に勤務されていた 事業場の労働保険番号を労災保険追加給付専用ダイヤルに御連絡い ただければ、必要に応じ、労働基準監督署に保存されている氏名・住 所等のデータを修正します。</p> <p>また、労災年金を受給していた方については、受給していた方の労 災年金の証書番号を労災保険追加給付専用ダイヤルに御連絡いただ ければ、必要に応じ、労働基準監督署に保存されているデータを修正 します。</p> <p>詳細な事務手続等については今後厚生労働省ホームページ等で御 案内していく予定</p>

	です。
Q9	・支給額が本来受け取るべき額より多かったとして返還を求められることはありませんか。
A9	ありません。

9

Q10 (1)	・追加給額の目安を教えてください。
A10 (1)	個々の労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、対象者の方や追加給付額を確定させることが必要であり、一定の時間を要します。この点について、ご理解をいただきますよう、宜しくお願いいたします。 なお、追加給付することとなった場合であっても、その額は個人によって異なります。 この点について、ご理解をいただきますよう、宜しくお願いいたします。
Q10 (2)	・追加給付の加算額とは何ですか。なぜ支給するのですか。いくら位もらえるのですか。
A10 (2)	今般の雇用保険・労災保険等の「追加給付」については、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う額となるようにするための金額を「加算額」として給付することとしています。 実際の状況は人によって様々です。
Q10 (3)	・労災保険の給付を受けた時から相当年数が経っていますが、今回の追加給付の権利が時効により消滅していることはありますか。
A10 (3)	今回の追加給付についてはスライド率等を改正することにより、労災保険の給付基礎日額が再計算されることで初めて発生する権利ですので、既に時効により消滅しているようなことはありません。

10

Q10 (4)	・今回の追加給付はいつまでに手続を行えば良いでしょうか。
A10 (4)	システム改修等の準備が整い次第、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、お手紙にてご連絡を差し上げることを予定しています。 転居等で住所が不明となった受給者の方やお亡くなりになった方のご遺族等については、記者発表やホームページ等を通じて追加給付の可能性のある給付の種類や受給時期等をお示しし、国民の皆様へ申し出ていただくようご協力をお呼びかけいたします。

	<p>けていきます。</p> <p>これらにより、振込先口座などの必要な情報が確定できましたら、順次、追加給付額のお支払いをさせていただきます。</p> <p>今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も厚生労働省ホームページにて公表していきますので、ご参照ください。</p>
Q11	<p>・なぜ支払いまでにそれほどの時間を要するのでしょうか。</p>
A11	<p>労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、対象者の方や追加給付額を確定させることが必要であり、一定の時間を要します。この点について、ご理解をいただきますよう、宜しく願いいたします。</p> <p>スライド率等の再計算を早急に行い、できる限り早く個々の受給者の方に追加給付が必要かどうかを確認する予定です。</p> <p>追加給付が必要な方に対しては、労働基準監督署に労災請求をする際に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。</p> <p>なお、受給者の方が死亡されている場合や住所が判明しない場合には、追加給付すべき方の検索に一定の時間を要すると考えられます。</p> <p>詳細な事務手続等については、今後、厚生労働省ホームページ等でご案内していきます予定です。</p>